

# 破産手続の流れ

翌営業日頃

## 01 ご相談・受任

受任契約締結：受任契約書（法テラス利用の場合には代理援助契約書と重要事項説明書）、委任状にご署名ご捺印いただきます。

## 02 受任通知発送

弁護士が受任通知を発送します。  
貸金業者は弁護士の介入後の直接の取り立てが禁止されています。

## 03 必要書類の収集・申立書類作成

弁護士が債権者から債権届出書を取得し、債務額を確定します。  
資産や収入に関する書類を弁護士にご提出いただきます。

## 04 最終打ち合わせ

破産申立前の最終的な打ち合わせを行い、必要な書類がそろっているかの最終確認をします。

## 05 破産申立・即日面接

地方裁判所へ破産申立を行います。  
弁護士のみ出頭して即日面接を行います。

※裁判官との面談にご出席が必要な場合もございます

### 同時廃止

※管財人による調査が不要な場合  
(借入や返済が困難となった事情に問題がなく、資産がない)

## 06 破産手続開始決定 同時廃止決定

裁判所が破産手続開始の決定をし、同時に手続を終了する決定を出します。

## 07 免責審尋

免責決定を出すかどうかの審理のため、裁判官との面談を行います。

## 08 免責許可決定

免責決定によって、申立人は借金を返済する法的義務が免除されます。

## 09 免責確定

免責が確定して、手続き終了です。

### 少額管財

※管財人による調査が必要な場合  
(返済に関する事情に問題があったり一定以上の資産がある)

## 06 破産管財人候補 との三者面談

裁判所が破産管財人を選任します。破産管財人候補者との三者面談を行います。

## 07 破産手続開始決定 予納金支払

裁判所が破産手続開始の決定をします。裁判所へ予納金を支払います。

## 08 財産の調査 換価処分

破産管財人が債務者の財産や調査し、すべて換価処分します。破産に至った事情についても調査します。

## 09 債権者集会 免責審尋

裁判所にて、債権者の意見を聴取し免責決定を出すかどうかの審理のため、裁判官との面談を行います。

## 10 免責許可決定

免責決定によって、申立人は借金を返済する法的義務が免除されます。

## 11 免責確定

免責が確定して、手続き終了です。

約一ヶ月

約一ヶ月

約一週間

約一ヶ月

約一ヶ月

約一週間

約一ヶ月